

議案第 11 号

小城市立学校施設の利用に関する規則の一部を改正する規則

小城市立学校施設の利用に関する規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 20 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和元年 8 月 22 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、小城市立学校施設の利用に関する規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市立学校施設の利用に関する規則の一部を改正する規則

小城市立学校施設の利用に関する規則(平成 17 年小城市教育委員会規則第 20 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 7 条関係)

区分	施設使用料 (2 時間当たり)	照明使用料 (2 時間当たり)
体育館	571円	190円
武道場	380円	190円
運動場	190円	
特別教室	190円	190円

備考

- 1 施設使用料及び照明使用料には、それぞれ算出した額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税相当額」という。)を加えた額とする。
- 2 市外団体の使用料は、この表に定める額の 2 倍に相当する額とし、それぞれ算出した額に消費税相当額を加えた額とする。ただし、主催者及び利用者の半数以上が小城市内に住民登録がある場合は、市内団体とみなす。
- 3 前 2 項の規定により算出した額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 4 利用時間は、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の小城市立学校施設の利用に関する規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に受ける使用料について適用し、同日前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

現行				改正後（案）			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
区分	施設使用料 （2時間当たり）	照明使用料 （2時間当たり）		区分	施設使用料 （2時間当たり）	照明使用料 （2時間当たり）	
体育館	600円	200円		体育館	571円	190円	
武道場	400円	200円		武道場	380円	190円	
運動場	200円			運動場	190円		
特別教室	200円	200円		特別教室	190円	190円	
備考				備考			
1 市外団体の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。 し、主催者及び利用者の半数以上が小城市内に住民登録がある場合は、市内団体とみなす。				1 <u>施設使用料及び照明使用料には、それぞれ算出した額に消費税（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下「消費税相当額」という。）を加えた額とする。</u> 2 <u>市外団体の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する額とし、それぞれ算出した額に消費税相当額を加えた額とする。ただし、主催者及び利用者の半数以上が小城市内に住民登録がある場合は、市内団体とみなす。</u> 3 <u>前2項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</u> 4 <u>利用時間は、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。</u>			